

令和3年度

第3回定例農業委員会会議録

令和3年6月21日 開催

令和3年6月21日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和3年度 第3回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第7号

令和3年度 第3回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和3年6月21日

農業委員会会長 中添 文彦

召集 令和3年6月17日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和3年6月21日 午前 9時00分

閉会 令和3年6月21日 午前 10時35分 (会期1日)

第1日目(6月21日) 出席委員 17名

1番	中添 文彦	8番	大野 翔平	15番	藤重 英子
2番	石丸 俊一	9番	細谷 美一	16番	笹川 武義
3番	森 健人	10番		17番	滝川 廣男
4番	渡辺 玲子	11番	藤滝 健造	18番	三好 光春
5番	井上 博司	12番	本井 伸一	19番	福家 功
6番		13番	佐藤 裕子		
7番	松本 文男	14番	三好 満		

農地利用最適化推進委員 16名参加

昭和1	富野 正行、	昭和1	浮田 洋史、	昭和2	横田 節夫、	昭和2	植田 明美
陶	福家 重夫、	陶	大芝 博信、	陶	福家 棟貴、		
滝宮1	丸尾 説男、	滝宮2	宇良 健一、	羽床1	宮本 清信、		
粉所	山地 康弘、	粉所	石丸 勝彦、	西分	岡田 行夫、	山田1	山口 守
山田2	橋川 正廣、			羽床上	河田 紀雄、		

議事録署名委員

7番 松本 文男 委員、 8番 大野 翔平 委員

欠席

6番 川西 正廣 委員、 10番 谷本 利信 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 渡邊 宏樹 主任主事 岩部 有起 副主幹 大林 栄司

傍聴人 1人

議事日程

令和 3 年 6 月 21 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 3 条競売買受適格者証明について
- 第 5 議案第 3 号 農地法第 4 条（県知事）について
- 第 6 議案第 4 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 7 議案第 5 号 基盤強化法第 19 条（農用地利用集積計画の公告）について
- 第 8 議案第 6 号 農地中間管理事業法第 19 条 2 項【農地利用集積計画一括方式】について
- 第 9 議案第 7 号 綾川町農業振興地域整備計画に係る農地利用計画の変更について
- 第 10 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について

令和 3 年 6 月 農業委員会議事録

午前 9 時 00 分 開会

職務代理

みなさま、おはようございます。定刻が参りましたので、ただいまから令和 3 年度第 3 回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶お願いいたします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いいたします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、綾川町農業委員会会議規則第 4 条で、「会長は、会議の議長となり、議事を総理する。」とありますので、中添会長、議事進行をお願いいたします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、6 番 川西 正廣 委員、10 番 谷本 利信 委員の 2 名です。よって、農業委員出席者は、17 名です。会期の決定ですが、会期は本日 1 日限りといたします。なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、7 番 松本 文男 委員、 8 番 大野 翔平 委員を指名します。



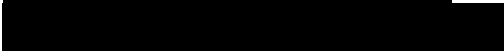
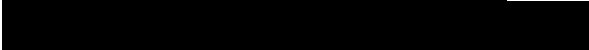
議長

本日の議案の審議に移ります。第 1 号議案について、事務局より説明願います。

事務局

農地法第 3 条の規定による許可申請について、説明致します。今月は、4 件です。

議案第 1 号-1

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は労働力不足により経営縮小を考えていたところ、経営

規模の拡大を考えており申請地の隣の農地を管理している譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積ですが、住民票上は父親と別世帯であるため経営面積が議案書に表示されていませんが、農家世帯上は父親と同一であり父親名義の経営農地が 3,580 m²あります。また、本申請により取得する農地が 404 m²、新たに利用権を設定する農地（議案書 P.7 議案第 5 号案件第 5 号）が 205 m²あります。これらの面積を合計すると 4,189 m²であり、下限面積を超えております。また、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。



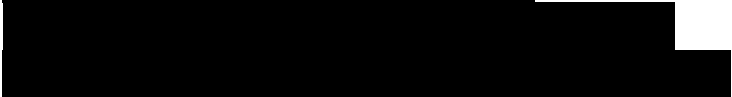
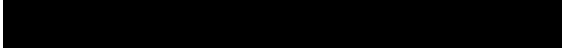
取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業歴としては、30 年、農作業の従事日数は、150 日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、軽トラック1台、納屋 100 m²を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 200m、徒歩で 3 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-2

地 図： 
権利等： 所有権移転 有償売買
申請地： 
譲渡人： 
譲受人： 

説明： 申請に至った理由ですが、譲渡人は県外に在住しており農地の処分を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた親戚である譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 18,147 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業歴としては、20 年、農作業の従事日数は、110 日で、機械の所有状況については、トラクター1台、コンバイン1台、耕運機1台、田植機1台、乾燥機1台、軽トラック 2 台、納屋 57 m²を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 1 k m、軽トラックで 3 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-3

地 図： 

権利等： 所有権移転 無償土地交換

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 本申請は議案書 P4 議案第 4 号案件第 3 号に関連する申請になります。譲渡人の住宅や農業用倉庫及び物置が、一部、譲受人の所有農地の上に建設されているため、建設されている土地と本申請による申請地を交換するものです。

譲受人の経営面積は 12,531 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、水稻です。

譲受人の農作業歴としては、40 年、農作業の従事日数は、200 日で、機械の所有状況については、トラクター1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、トラック 1 台を所有しています。また、水稻の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 1 k m、軽トラックで 3 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

議案第 1 号-4

地 図：

権利等： 所有権移転 有償売買

申請地：

譲渡人：

譲受人：

説明： 申請に至った理由ですが、高齢化により農地の処分を考えていたところ、経営規模の拡大を考えていた譲受人との間で、意見が合致し申請に至ったものです。

譲受人の経営面積は 22,013 m²で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

取得後の営農計画としては、大豆です。

譲受人の農作業歴としては、40 年、農作業の従事日数は、140 日で、機械の所有状況については、トラクター1 台、コンバイン 1 台、田植機 1 台、軽トラック 2 台、納屋 60 m²を所有しています。また、大豆の作付け計画であることから、周囲への影響も無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は 500m、軽トラックで 3 分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えます。

以上の理由により、農地法第 3 条第 2 項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、許可相当と考えます。

以上、今月は 4 件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 1 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第2号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第3条競売買受適格証明について説明致します。今月は3件で全て同一物件の競売入札に関する案件です。

今回の[]の行う、担保物件の競売入札については、令和3年7月9日から16日までの予定で行われます。競売に参加しようとする者は、耕作目的の競売買受適格証明を受ける必要があります。

提出された農業委員会は、その後の事務処理の迅速化を図るため、証明と同時に3条許可の審議を同時に行うこととなっており、農業委員会で承認を受ける必要があります。

議案第2号-1

地 図： []

権利等： 証明願

申請地： []

譲渡人： []

譲受人： []

説明： []の行う入札(競売)に参加するため、農地法第3条の買受適格者証明願の申請を行うものです。

申請者の経営面積は26,032㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

申請人の農作業の従事日数予定は、300日で、作付け品目は、柿を予定しています。柿の作付け計画であることから、周囲への影響は無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、800m、徒歩で3分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。前所有者の住宅も同案件の競売物件であることから、住居も合わせて所有することになります。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、買受適格者証明を行っても問題ないと考えます。

議案第2号-2

地 図： []

権利等： 証明願

申請地： []

譲渡人： []

譲受人： []

説明： []の行う入札(競売)に参加するため、農地法第3条の買受適格者証明願の申請を行うものです。

申請者の経営面積は8,330㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、全て適切に維持管理されています。

申請人の農作業の従事日数は、150日、機械の所有状況については、軽トラック1台所有しています。作付け品目は、柿を予定しています。柿の作付け計画であることから、周囲への影響は無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、6.3km、車で11分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。前所有者の住宅も同案件の競売物件であることから、住居も合わせて所有することになります。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、買受適格者証明を行っても問題ないと考えます。

議案第2号-3

地 図： [REDACTED]

権利等： 証明願

申請地： [REDACTED]

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

説明： [REDACTED] の行う入札(競売)に参加するため、農地法第3条の買受適格者証明願の申請を行うものです。

申請者の経営面積は5,955㎡で、下限面積を超えており、現所有農地については、[REDACTED] からの精農審査表で適正に維持管理されていることを確認しています。

申請人の農作業の従事日数は、300日、機械の所有状況については、軽トラック1台、噴霧器1台を所有しています。作付け品目は、キウイフルーツを予定しています。キウイフルーツの作付け計画であることから、周囲への影響は無いものと考えます。

対象農地までの通作距離は、25km、車で40分と、通作可能な圏内に居住しているものと考えられます。前所有者の住宅も同案件の競売物件であることから、住居も合わせて所有することになります。

以上の理由により、農地法第3条第2項各号に照らしましたところ、これらには該当しないことから、買受適格者証明を行っても問題ないと考えます。

また、これらの案件につきましては落札後に、[REDACTED] の落札証明等を受け、農地法3条の申請が即時、出されることとなります。その際には、当該競売買受適格証明の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、定例会の審議なく許可してよろしいか、あわせてご審議の程よろしく申し上げます。

以上、3件の申請です。ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第2号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第3号について事務局より説明を願います。

事務局

農地法第4条の規定による許可申請について、説明します。今月は2件です。

議案第 3 号-1

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： [REDACTED]

申請者： [REDACTED]

用途： 駐車場、住宅用地

施設の概要： 露天貸駐車場 5 台分 敷地面積 129.05 m²、
倉庫平屋建 1 棟 35.76 m²、車庫平屋建 1 棟 24.00 m²
合計 59.76 m² 敷地面積 337.85 m²

申請事由： 貸駐車場、宅地拡張

説明：【理由】 申請者の父が平成 24 年頃、自宅横で貸駐車場用地を造成し、生活費の糧として
来ました。併せて、農業用倉庫や駐車場用地も造成していました。

父が令和元年に亡くなり、その後相続手続きを行ったところ、無断転用である
ことが発覚し、農業委員会に相談があったため是正指導していたものです。

反省し始末書も添付されていることから、追認許可はやむを得ないと考えます。

【資金】 本申請に伴う計画は無し

【期間】 平成 12 年 4 月頃

【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません

【排水】 雨水：溜枡の設置や西及び南側の隣接水路へ放流、 汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

議案第 3 号-2

地図・図面： [REDACTED]

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 1 種農地

併用地： -

申請者： [REDACTED]

用途： 農林漁業用施設

施設の概要： 倉庫平屋建 2 棟 14.94 m²、作業所平屋建 1 棟 120.00 m²
トイレ平屋建 1 棟 10.00 m²、合計 144.94 m²

申請事由： 農業用施設

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED] に主たる事務所を置き、平成 17 年に設立した農業法人
です。

周辺の基盤整備を機に立ち上がった法人で、平成 28 年頃から経営が順調に伸
び、農業用施設、農作物の出荷作業所などを建築していましたが、従業員の増加
で、駐車場用地や休憩所、トイレ設備が必要となり転用申請に及んだものです。

農業用倉庫だけでなく、従業員の駐車場や手洗い場、トイレ、休憩所なども農

業用施設と認められており、第1種農地ではありますが、農業振興地域の農用地のまま転用が行えます。

2a未済であれば、用途区分の変更届や農地の異動届を提出していただきますが、調査したところ既存施設で面積を超えていたため、新たな施設と既存施設と併せて申請するよう指導していたものです。

面積が超過していたことについて、始末書を添付していただいています。

- 【資金】 土地代 0万円 造成費 0万円、建築費 100万円
自己資金 100万円、借入金 0万円 トイレの建築費
- 【期間】 令和3年8月15日～令和4年5月14日
- 【造成】 本申請に伴う新たな造成はありません
- 【排水】 雨水：溜枡を設置し南側隣接水路へ放流、 汚水：公共下水道
- 【他法令許可】 町道工事承認協議中
- 【水利】 [REDACTED]
- 【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第3号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号について、事務局より説明を願います。

事務局

農地法第5条の規定による許可申請について、説明します。今月は3件です。

議案第4号-1

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 有償売買

申請地： [REDACTED]

地種： 第3種農地 [REDACTED]

併用地： -

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 住宅2階建2棟 114.26㎡ (57.13㎡/棟)

車庫平屋建2棟 54.10㎡ (27.5㎡/棟) 合計 168.36㎡

申請事由： 分譲住宅

説明：【理由】 申請人は、[REDACTED]に主たる事務所を置き、昭和52年に設立、土木工事及び建築工事の設計、施工を主に営む法人です。

[REDACTED]で住宅化が進む中、新たな顧客需要の見込みがあると不動産情報を得たため、[REDACTED]で土地を探していたところ、高齢で管理に苦慮していた譲

渡人との間で、意向が合致したため、申請に及んだものです。

- 【資金】 土地代 400 万円 造成費 200 万円、建築費 1,000 万円
自己資金 1,600 万円、借入金 0 万円
- 【期間】 令和 3 年 8 月 1 日（許可後）～令和 6 年 7 月 31 日
- 【造成】 花崗土による盛土 H=0.8～0.90m
コンクリート擁壁 H=0.80～1.30m
- 【排水】 雨水：溜枡を設置し町道側溝へ排水、 汚水：公共下水道
- 【他法令許可】 町道工事承認協議中
- 【水利】 [REDACTED]
- 【隣接同意】 [REDACTED]

議案第 4 号-2

- 地図・図面： [REDACTED]
- 権利設定： 所有権移転 有償売買
- 申請地： [REDACTED]
- 地 種： 第 2 種農地
- 併用地： -
- 譲渡人： [REDACTED]
- 譲受人： [REDACTED]
- 用途： 住宅用地
- 施設の概要： 共同住宅 2 階建 2 棟 472.60 m² (236.30 m²/棟)
駐輪場平屋建 2 棟 18.10 m²、ボンベ庫平屋建 1 棟 2.50 m²
合計 493.20 m²
- 申請事由： 共同住宅

説明：【理由】 申請人は、個人事業主として不動産業を営んでいます。近年、[REDACTED]での開発が進み賃貸住宅の問い合わせも多いため、需要が見込めると判断し、周辺で土地を探していたところ、県外に住み管理に苦慮していた譲渡人との間で、意向が合致したため、申請に及んだものです。

- 【資金】 土地代 900 万円 造成費 1,000 万円、建築費 9,500 万円
自己資金 0 万円、借入金 11,400 万円
- 【期間】 令和 3 年 8 月 1 日（許可後）～令和 4 年 7 月 31 日
- 【造成】 花崗土による盛土 H=0.85m（最大）
コンクリート擁壁 H=0.50m（最大）
- 【排水】 雨水：溜枡を設置し菰池へ直接排水、 汚水：合併浄化槽設置
- 【他法令許可】 開発申請、法定外財産の占有申請、町道占有及び工事承認申請など関係機関と協議中
- 【水利】 [REDACTED]
- 【隣接同意】 [REDACTED]の同意、[REDACTED]は未同意（農地は遊休農地）登記簿上の住所を訪ねましたが、居住していなく現在の居住者は[REDACTED]のことを知らなかった。また、相続で取得していたため、前所有者[REDACTED]の住所を訪ねたが、それも

不在。さらに前々所有者 [REDACTED] の住所を訪ねたが、他人が居住していた。

水利組合の担当者にお問い合わせたところ、水利組合も連絡が付かないとのこと。名簿に電話番号があるが繋がったことがない。番号を教えてもらって留守電にメッセージを入れるが返答もない。もしかしたら別人の番号かもしれないとのこと。

そのため、転用行為により農地の営農に支障をきたした場合には当事者において誠意をもって解決することの誓約書を添付している。

議案第 4 号-3 (4 月農振除外案件)

地図・図面： [REDACTED]

権利設定： 所有権移転 無償贈与

申請地： [REDACTED]

地 種： 第 2 種農地

併用地： [REDACTED]

合計 715.32 m²

譲渡人： [REDACTED]

譲受人： [REDACTED]

用途： 住宅用地

施設の概要： 倉庫平屋建 1 棟 69.32 m²、物置平屋建 1 棟 12.50 m² 合計 81.82 m²

申請事由： 宅地拡張

説明：【理由】 申請人が平成 21 年ごろ住宅を建設した際、申請地の一部を誤って敷地の一部としてコンクリート基礎をし、その後併用地と併せて農業用倉庫及び物置を建設しました。南に延びる土地は、その先にある農地への通路として利用しています。

この件は、先に説明しました農地法 3 条の申請相談があった際に事態が発覚したため、指導を行い申請に及んだものです。

本申請地において未申請のまま造成に着手してしまっていることを反省し、適切な手続きを行い、今後農地法を順守する旨の始末書が添付されています。

【資金】 -

【期間】 平成 21 年頃

【造成】 本申請に伴う新たな造成はなし。

【排水】 雨水：既存溜枡より東側水路へ放流、 汚水：なし

【他法令許可】 -

【水利】 [REDACTED]

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長

議案第 4 号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

ここで、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、10分間の休憩と、換気を行います。

【 休憩 】

議長

続きまして、議案第5号について事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。P.5～P.16をご覧ください。

権利種別、貸借権設定です。

契約件数： 20件 合計 71,744 m²

内訳

新規契約： 1～6番 6件 31,488 m²

更新契約： 7～20番 14件 40,256 m²

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第5号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第6号についてです。なお、案件第23号に三好満委員に関する案件が含まれますので、審議の間ご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。第23号案件について、説明します。

P.28をご覧ください。

議案第6号-23

所在：

利用権： 賃貸借権

貸付人：

借受人：

転貸人： 高松市松島町 (公益)香川県農地機構

借受人経営面積： 126,814 m²

利用目的： 水稲・麦・野菜

賃料： 年間10a当り5000円

期間： R3.7.1～R9.6.30 (6年間)

以上審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第23号につきまして、何か質問はありませんか

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第6号の、案件第23号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手多数

議長

挙手多数と認めます。この案件は可決されました。三好委員は、入室の上、ご着席下さい。

【入室】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

P.17～P.33をご覧ください。

契約件数： 31件 合計 64,965.3 m²

新規契約： 1番～22番、24番～31番 30件 64,307.3 m²

更新契約： 0件 0 m²

変更契約： 32番 1件 658 m²

新規契約の貸付先としましては、1番～13番及び26番を [] へ、14番を [] へ、15番を [] へ、16番、27番～28番を [] へ、17番～19番を [] へ、20番～21番を [] へ、22番を [] へ、24番を [] へ、25番を [] へ、29番を [] へ、30番を [] へ、31番を [] へ貸し付けるものです。

変更契約は貸借権の移転でして、令和6年5月31日まで [] へ貸し付ける契約だったものを、令和3年8月1日より [] へ貸し付けるよう変更するものです。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第6号について、ご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第7号について事務局より説明を願ひます。

事務局

それでは、議案第7号「綾川農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の変更」について説明致します。今月は、編入案件が1件、除外案件が2件です。

議案第7号-1（編入）

地図・図面： []

申出区分： 農用地区域への編入

申請地： [REDACTED]

編入後の用途： 畑

土地所有者： [REDACTED]

編入の理由： 申請地は、農用地区域内にある農地が広がる地域であり、将来的な周辺農地との一体的な利用、保全のためです。

議案第7号-1 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： 陶字辰己 7358 番 5 畑 399 m²

除外前用途： 農地

除外後用途： 分家住宅

変更前の土地所有者： [REDACTED]

変更後の土地所有者： [REDACTED]

農地区分： 2種農地

説明：

【施設の概要】 住宅平屋建 1棟 139.94 m²

【資金内訳】 土地代 0万円、造成費 200万円、建築費 2400万円

合計 2600万円 <内訳> 自己資金 0万円、借入金 2600万円

【変更を必要とする理由】

申請人は借家で妻と子ども2人の4人で同居していますが、子どもの成長に伴い家財道具が増え手狭になってきたことと、実家の近くで農作業を補助しながら両親の面倒を見ることを考え、祖父が所有する近くの農地に分家住宅を計画したものです。

【工事着工時期】 令和3年10月 【供用開始時期】 令和4年3月

【造成】 花崗土による盛土 H=0.5m

【排水】 雨水：排水桝を設置し、北側水路に放流

汚水：合併浄化槽を設置

【利用率】 敷地面積 399 m²、建築面積 139.94 m² 35.07% (≧22%)

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられています。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

議案第7号-2 (除外)

地図・図面： [REDACTED]

申出区分： 農用地からの除外

申請地： [REDACTED]

併用地： [REDACTED]

除外前用途： 農地

除外後用途： 宅地拡張

変更前の土地所有者：

変更後の土地所有者：

農地区分： 1種農地

説明：

【施設の概要】 住宅2階建1棟 88.55 m²
物置平屋建6棟 222.94 m² 合計 311.49 m²

【資金内訳】 土地代1万円、造成費30万円、建築費0万円
合計31万円
<内訳>自己資金31万円、借入金0万円

【変更を必要とする理由】

現在、住宅敷地と申請地との境界には石積みが設置されていますが、本石積みは老朽化により崩れる恐れがあります。そこで、石積みが崩れ被害を及ぼさないように、コンクリート構造物を設置しようとするものであります。

なお、申請地は昭和63年に土地改良法による換地処分がなされている第1種農地であり、原則不許可ですが、農地法の例外として、既存施設の拡張の場合には許可することができるとする規定があることを考慮するとやむを得ないと考えます。

【工事着工時期】 令和3年10月 【供用開始時期】 令和4年3月

【造成】 花崗土による盛土 H=0.25m、コンクリート構造物 H=0.7~1.35m

【排水】 雨水：既設ため柵に接続し地先水路に放流
汚水：なし

【利用率】 敷地面積 997.17 m²、建築面積 311.49 m² 31.23% (≧30%)

【除外申出に係る意見書】

申出地は、立地条件その他から判断し適当な場所であり、今後の当該地域の農業振興施策の実施に支障を与えるものではないとして、「やむを得ないもの」との [REDACTED] の連名による意見書が添えられております。

これらにより、農用地からの除外について「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項各号に照らし、除外することが妥当であるものと考えます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第7号についてご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第1号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第1号農地法第18条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は3件です。

報告1-1

賃貸人：[REDACTED]
賃借人：[REDACTED]
転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：[REDACTED]

解約日：令和3年5月7日

説明：システム上のエラーによる二重契約のための利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-2

賃貸人：[REDACTED]
賃借人：[REDACTED]
転貸人：高松市松島町 公益財団法人 香川県農地機構

申請地：[REDACTED]

解約日：令和3年5月31日

説明：転用による利用権の解約で、離作補償はありません。

報告1-3

賃貸人：[REDACTED]
賃借人：[REDACTED]
申請地：[REDACTED]

解約日：令和3年6月7日

説明：農業廃止による残存小作権の解約で、離作補償12万円。

以上3件です。よろしくお願いいたします。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。

それでは、採決に入ります。本日提案された第1号議案から第7号議案のうち、第6号議案の案件第23号を除く案件について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第3回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 10時 35分

閉会